

横浜市分別収集計画

平成19年 6月29日策定

平成20年12月19日改訂

1 計画策定の意義

大量生産・大量消費・大量廃棄の一方通行型の社会経済システムは、物質的な豊かさをもたらした一方で、発生する環境負荷は地球上に様々な問題を引き起こしている。その一つである環境問題は、ごみ問題や開発による緑地の消失など、身近な生活環境の問題から、二酸化炭素による温暖化など、ひとつの国や地域にとどまらない地球環境問題にまで拡大している。このまま対策を講じなければ、やがて現在の社会を継続することが難しくなり、次世代に豊かな環境を引き継ぐことが不可能となる。

そこで、横浜市では平成15年1月に「横浜市一般廃棄物処理基本計画」を改定し、循環型社会の形成を目指し、市民・事業者と協働してごみの減量・リサイクルに取り組んでいる。

本計画は、このような状況のなか、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「法」という）第8条に基づき、一般廃棄物の相当部分を占める容器包装廃棄物を分別収集し、その減量・リサイクルを促進する目的で、市民・事業者・行政のそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

2 基本的方向

ごみ問題を環境問題、資源・エネルギー問題の一環としてとらえ、廃棄物による環境への負荷をできる限り低減するため、廃棄物の発生を抑制するとともに、徹底した分別をはかり、再生利用を推進することで、限りある資源・エネルギーの消費の節減と循環的な利用を促進し、市民・事業者・行政が協働し、一体となって「循環型社会」の実現を目指す。

3 計画期間

本計画の計画期間は平成20年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：トン）

| | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 容器包装廃棄物 | 218,060 | 219,412 | 220,852 | 223,012 | 224,074 |

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装の排出抑制を促進するため、以下の方策を実施する。

（1）発生抑制の推進

コンビニエンスストアやスーパー等の環境に配慮した事業活動を認定する制度を創設し、簡易包装の推進や、消費者への買い物袋の持参の呼びかけなど、発生抑制に係る事業者の自主的な取組を推進する。

（2）事業者による回収リサイクルシステムの構築

「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」により定められた「再生利用等促進物制度」などにより、容器包装廃棄物の製造・加工・販売を行う事業者による自主回収を促進する。

（3）資源集団回収の促進

市民の自主的な活動として進められてきた資源集団回収を促進するため、資源回収実施団体及び資源回収業者に対し、回収量に応じた奨励金を交付する。

（4）市民との協働

地域における環境対策のトータルリーダーとして環境事業推進委員を委嘱し、分別排出の普及啓発及び指導、資源集団回収の活性化の働きかけなどを行う。

（5）適正排出の促進

市民に対し分別収集物の周知を図り、家庭系ごみへの混入を防止する。

また、分別排出の促進により回収物の品質向上を図るため、分別排出を条例で義務化し、分別を行わず、啓発・指導を行っても改善しない市民に対し、罰則を科す。

さらに、資源物の売却収入を活用し、自治会・町内会や、積極的にごみの減量・リサイクルに取り組んでいる団体に対する還元制度を設けることで、地域活動をより活発化させる動機付けとし、分別排出を促進する。

(6) 広報・普及啓発活動

イベント、PR活動を通じて広く市民にごみ問題に対する意識を高めてもらうよう、積極的に広報活動を行っていく。

- ・ 広報紙の作成、配布
- ・ パンフレットの作成、配布
- ・ インターネットによる情報提供
- ・ 啓発イベントの開催
- ・ 学校教育への参画

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集を行う容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。また、収集に係る分別収集の区分を下表右欄のとおりとする。

| 分別収集をする容器包装廃棄物の種類 | 収集に係る分別の区分 |
|--|-------------|
| 主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器 | 缶・びん・ペットボトル |
| 主としてガラス製の容器 （無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他のガラス製容器） | |
| 主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。） | 古紙（紙パック） |
| 主として段ボール製の容器 | 古紙（段ボール） |
| 主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの | 缶・びん・ペットボトル |
| 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの | プラスチック製容器包装 |

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：トン）

| | 20年度 | | 21年度 | | 22年度 | | 23年度 | | 24年度 | |
|--|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| 主としてスチール製の容器 | 6,697 | | 6,611 | | 6,522 | | 6,449 | | 6,337 | |
| 主としてアルミ製の容器 | 4,778 | | 4,934 | | 5,091 | | 5,266 | | 5,413 | |
| 無色のガラス製容器 | 9,297 | | 9,242 | | 9,181 | | 9,141 | | 9,046 | |
| | 0 | 9,297 | 0 | 9,242 | 0 | 9,181 | 0 | 9,141 | 0 | 9,046 |
| 茶色のガラス製容器 | 6,064 | | 6,166 | | 6,265 | | 6,379 | | 6,457 | |
| | 0 | 6,064 | 0 | 6,166 | 0 | 6,265 | 0 | 6,379 | 0 | 6,457 |
| その他のガラス製容器 | 3,442 | | 3,340 | | 3,238 | | 3,147 | | 3,040 | |
| | 3,442 | 0 | 3,340 | 0 | 3,238 | 0 | 3,147 | 0 | 3,040 | 0 |
| 主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。） | 295 | | 295 | | 294 | | 294 | | 293 | |
| 主として段ボール製の容器 | 9,728 | | 9,721 | | 9,708 | | 9,716 | | 9,665 | |
| 主として紙製の容器包装であって上記以外のもの | - | | - | | - | | - | | - | |
| | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - | 0 | - |
| 主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの | 12,117 | | 12,791 | | 13,236 | | 13,696 | | 14,172 | |
| | 3,936 | 8,181 | 12,791 | 0 | 13,236 | 0 | 13,696 | 0 | 14,172 | 0 |
| 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの | 48,663 | | 49,981 | | 51,301 | | 52,767 | | 53,946 | |
| | 48,663 | 0 | 49,981 | 0 | 51,301 | 0 | 52,767 | 0 | 53,946 | 0 |

ガラス製容器（無色、茶色、その他）、その他の紙製容器包装、ペットボトル及びプラスチック製容器包装に係る分別基準適合物の指定法人への引渡見込量と、独自処理量の記載方法は以下のとおり。

| | |
|-----------|-----------|
| (合計) t | |
| (引渡見込量) t | (独自処理量) t |

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

- (1) 基準となる年度の容器包装廃棄物の資源化量を、当該年度の人口及び日数で割り、「基準となる資源化量原単位」を算出。
- (2) 容器包装廃棄物の品目に応じて、過年度の実績から、「基準となる原単位伸び率」を算出。
- (3) (1)で算出した原単位に、(2)で算出した率並びに分別収集計画の計画期間における各年度の推計人口及び日数を乗じ、「計画年度の分別基準適合物等の量」を算出。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

| 容器包装廃棄物の種類 | | 収集に係る分別の区分 | 収集運搬段階 | 選別保管段階 | 備考 |
|------------|-----------------|-------------|------------------------|--------|---------------------------------------|
| 金属 | スチール製容器 | 缶・びん・ペットボトル | ステーション 収集及び拠点 回収 | 市 | 事業者自主 回収、資源 集団回収も 並行して実 施 |
| | アルミ製容器 | | | | |
| ガラス | 無色のガラス製容器 | | | | |
| | 茶色のガラス製容器 | | | | |
| | その他のガラス製容器 | | | | |
| 紙類 | 飲料用紙製容器 | | | | |
| | 段ボール | 古紙（段ボール） | | | |
| プラスチック | ペットボトル | 缶・びん・ペットボトル | | | 事業者自主 回収も並行 して実施 |
| | その他のプラスチック製容器包装 | プラスチック製容器包装 | | | |

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶・びん・ペットボトルについては、既存の資源選別施設で選別、圧縮・保管を行う。古紙（紙パック、段ボール）については、各ストックヤードに保管する。その他プラスチック製容器包装については、民間の中間処理施設で選別、圧縮・保管を行う。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

容器包装の資源化を推進するため、以下の取り組みを進める。

- ・ 市民・事業者・行政の役割を明確にし、行政はコーディネート役を果たしながら、市民・事業者による自発的・主体的な取り組みを基本とした発生抑制、再使用、再生利用を進める。
- ・ 環境事業推進委員を通じて、地域において分別収集への協力、適切な排出方法についての指導を行い、分別収集への協力率、資源物の品質の向上を推進する。
- ・ 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。

参考資料

横浜市では、「その他の紙」という名称で「その他紙製容器包装廃棄物」と「容器包装ではない紙製廃棄物」を混合収集している。

「その他の紙」の中の「その他紙製容器包装廃棄物」の見込み量は以下のとおりである。

(単位：トン)

| 年度 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| その他紙製容器包装廃棄物 | 14,622 | 14,611 | 14,591 | 14,603 | 14,527 |